

30277 ✓
 教科書文庫

3
810
32-1901
200030/403

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
 cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

375.9
 N119
 資料室

國語讀本
 四



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

3759
N119

明治三十四年九月三十日 文部省檢定

高等小學國語教科用童

伯爵 伯爵 副島種臣 東久世通禧 西澤之助 編閱

高等小學國語讀本
東京
國光社藏版



室料資

高等小學國語讀本四

目次

第一課	忠孝	五
第二課	楠正行 (一)	七
第三課	楠正行 (二)	十一
第四課	學制	十四
第五課	家事經濟	十七
第六課	勞働	十九

第七課

思慮

二十二

第八課

弱武者

二十四

第九課

加藤清正

二十九

第十課

海外の日本町

三十三

第十一課

洋流

三十六

第十二課

水産

三十八

第十三課

軍艦

四十一

第十四課

赤間關

四十五

第十五課

吉田松陰

四十七

第十六課

合衆國

五十一

第十七課

外交

五十四

第十八課

明治維新

五十七

第十九課

租稅

六十

第二十課

兵制

六十三

第二十一課

黃海の戦

六十八

第二十二課

軍人への勅諭(一)

七十一

第二十三課	軍人への勅諭(三)	七十九
第二十四課	軍人への勅諭(三)	八十五
第二十五課	草一もと	九十一



高等小學國語讀本四

伯爵	東久世通禧	閱
伯爵	副嶋種臣	閱
	西澤之助	編

第一課 忠孝

忠孝の道は、皇國の精華にして、その美しき
 ことは、朝日に匂ふ櫻花の如し。
 わが 皇室は、我等臣民の大宗家にましま

せば、君に仕へ奉るも、親に事ふるも、その趣、異なることなく、忠は、即、孝、孝は、即、忠なり。

我等、平生には、相和合して、産業をつとめ、祖先の祭祀、父母の孝養を怠らざるは、これ、君の大御心を體する所以にして、即、忠義に外ならず。又、國家多難の時には、身を致して、君に奉じ、只管、忠義の行を勵むは、これ、父母祖先の志をつぐ所以にして、これに過ぎたる

孝行なかるべし。

この忠孝一致の美風は、實に、宇内萬邦に、類あることなし。

第二課 楠正行(二)

足利尊氏、高師直、師泰をして、六萬に餘る大軍を率ゐて、吉野宮を犯さしむ。

楠正行、之を聞き、必死を覺悟し、弟正時を始め、一族を率ゐて、正平二年十二月二十七

日、吉野の皇居にいたり、四條中納言隆資卿によりて、御暇乞を申しけるは、父正成、微力にて、大敵をくじき、先皇の大御心を慰め奉りしに、程なく、世の中、再亂れ、終に、攝州湊川にて、討死仕り候ひぬ。臣、其の時、十一歳。遺命によりて、河内に歸り、生き残れる一族を扶持して、年月をかさね候。今、正行、正時、兄弟、已に、壯年に及び候ひぬるに、此の度、手をく

だき合戦仕り候はずば、且は、亡父の遺言に



違ひ、且は
武門の恥
辱ともお
ぼえ候。若
病に犯さ
れ、早世仕
る事候ひ

なば、君の御爲には、不忠の臣となり、父の爲には、不孝の子と成り申すべきにて候間、此の度の戦には、身命を盡して渡り合ひ、師直、師泰の頭を、正行が手に取り候か。正行が首を、彼等に取りらせ候か。この二つの中にて、勝負を決すべきに候。されば、今生にて、今一度、龍顔を拜し奉らんと、かくは参内仕りて候と申しもあへぬに、はらくと、涙は、鎧の袖にかゝりて、誠心、おもてに顯れけり。

第三課 楠正行(三)

主上、乃、南^ナ殿^デの御簾を、高く捲かせ給ひて、居ならぶ諸卒を、みそなはし、正行を、近く召し給ひて、御顔、殊にうるはしく、さきに、兩度の戦に勝らしは、返すくも、神妙なり。敵、今、勢を盡して上るときけば、今度の合戦、天下の安危たるべし。然れども、朕、汝を、股肱と頼め

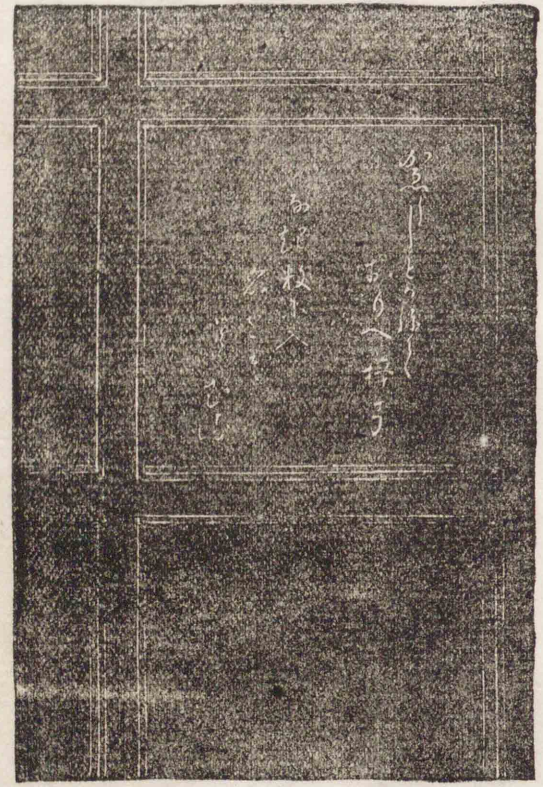
ば、汝、慎んで、命を全うすべし』と宣ひけるに、
正行、御答も申し得ず、之を、最後の參内と思
ひ定めて退出したりき。

かくて、一族百四十三人と共に、先皇の御
廟に詣で、御暇申し奉り、如意輪堂の壁板
に、各、姓名をかき連ね、鏃ヤヅリにて、其の奥に、
かへらじとかねて思へばあづさ弓

なき數にいる名をぞとゝむる

と、一首の歌をかきとゝめ、直に、吉野を立ち
出で、四條畷へぞ向ひける。

同じき三年正月、正行、僅に、三百騎の手勢を



率ゐて、雲霞の
如き敵兵の中
にきつて入り、
師直目がけて
突き進めり。賊

兵は、師直を討たせじと、折り重りて打ちか
かるを、物ともせず、縦横にきりまくり、殆、師
直をえんとしたり。されど、數十度の戦に、數
多の矢をも射かけられ、痛手に疲れ果てけ
れば、今は、是迄なりと、弟正時と刺し違へて、
潔く、戦死をぞ遂げにける。(太平記參照)

第四課 學制

往昔ハ、學校ノ制、今ト同ジカラズ、教育ヲ受

クルモノモ、概、士分以上ナリキ。維新ノ後、新
ニ、學制ヲ定メラレテヨリ、人民ノ子弟ハ、貴
賤トナク、皆、學校ニ入ルコト、ナレリ。

凡、子弟、滿六歳トナレバ、必、尋常小學校ニ入
リテ、教育ヲ受ケ、之ヲ卒フレバ、更ニ、高等小
學校ニ入ル。

尚進ミテ、一層高キ教育ヲ受クル者ノタメ
ニハ、中學校、高等學校等ノ設アリ。又、帝國大

十六
學アリテ、政治、法律、文學、醫術、理化、農工等ノ
學ヲ專攻セシム。其ノ他、商工業、美術、音樂等、
各種ノ學校アリ。又、教育ニ從事セントスル
者ノ爲ニ、師範學校、高等師範學校等アリ。此
ノ外、女子ノ爲ニ設ケタル學校モアリ、盲啞
ヲ教フル爲ニ建テタル學校モアルナリ。
此ノ如ク、我が國ノ學制ハ、能ク整ヒテ、文運
日ニ月ニ進歩セリ。

第五課 家事經濟

家を保つ道は、勤と儉との二つにあり。勤む
るは、財祿を得る本なり。儉約なれば、財を失
はずして、永く、家産を保つを得べし。

飲食、衣服、家居、器物などは、我が身の分より
軽くするが、程合なるべし。身上にかなへり
と思ふは、既に、分に過ぎたるなり。只、親を養
ふは、本に報ゆる道なれば、我が身を忘れて

も盡すべく、人を救ふには、分に隨ひて、深切に助くべし。

家を、よく保つと、保たざるとは、夫の徳、不徳にもよれど、妻の行の善惡にもよれり。慎みて奢らず、舅、姑、夫に従ひて、我儘ならず、専心を家事に用ゐて怠らざるは、婦人の徳なり。此の如くして、始めて、家を保つを得べし。

財祿には、限あれども、私欲には、限なし。限なき欲に任せなば、必、財盡きて困窮すべし。されば、一家の經濟を保ちて、身の榮達を欲する人は、私欲を抑へて、儉約を行ひ、苦勞を忍びて、家業を勉むべし。

(家道訓參照)

文法 来トイフ動詞ハ、こ、き、く、くる、くれ、こト變

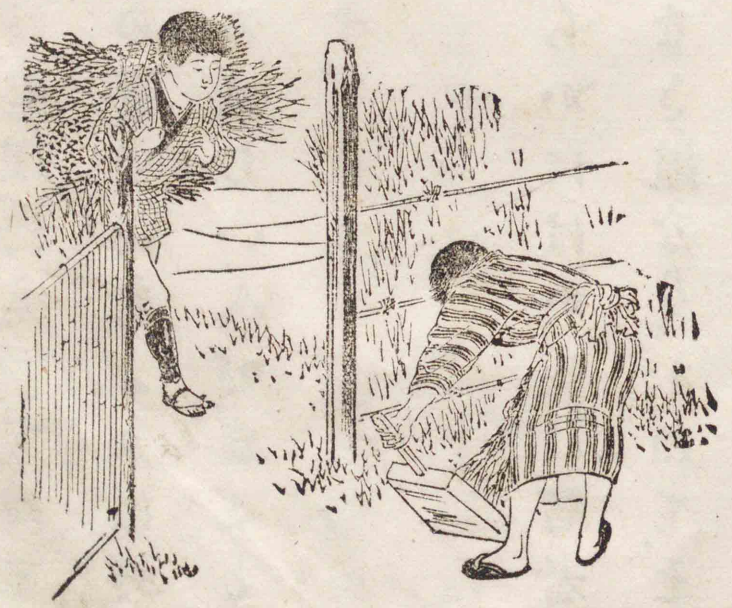
化シ、其ノ狀、下二段活用ニ似テ異ナリ。之ヲ、加行變格ノ動詞トイフ。

第六課 勞働

人は、もと、健全な四肢五體を享けて生れた

ものでありますから、常に之を働かせて、生活
を営み、身の健康を保たねばなりません。
世間には、先祖のおかげで、安樂に暮すこと
のできる者が、多くあります。か様な人々も
手足を働かせるといふことは、決して、忘れ
てはなりません。安逸に耽る者は、多く、病身
で、命が短いが、労働して怠らない者には、健
康で、長いきをする者が多い。して見れば、健

康と長壽とは、労働から享け得る褒賞で、多
病短命は、貴重な身體
手足を働かせない罰
ともいはれませう。
他人を使役して、自身
は、何事をもせず、居
るのを、貴いことと思
ひ、手足を勞するのを、



百廿、皇國語彙大目

賤しいことゝ思ふのは、道理に違つておます。飽暖逸居して、顔色の蒼白い者よりは、終日労働して、血色のうるはしい人が、まことに貴いのでございます。

第七課 思慮

つらく思ひ、つまびらかにはかるは、智者のする事にして、後悔なき道なり。かねて、その事あるべしと知りたるときは、先、其の事

を行ふべき様を思ひ量りて、究めおくべし。事に臨みて、とやせん、かくやせんとはかるは、遅くして、事に及ばず。

すべて、思慮は、かねてより定むべし。又、はからざるに出で来る事も多し。此の時に臨みても、つくづくと思ひ、つまびらかにはかるべし。或は、智ある人、其の事を知れる人などに問ふべし。あわてゝ、にはかに、決定すれば、

必、過多し。後悔すとも、益なからん。(五常訓參照)

第八課 弱武者

今ハ、昔、心弱クテ、人ニハ、タケク見セント思
フ、武士アリキ。或日、朝早ク、他へ行クコトア
リケレバ、其ノ妻、未明ヨリ起キ出デ、食物
調ヘントテ、臺所ニ出デケリ。有明ノ月サシ
入リテ、モノ、映レルヲ、己ガ影トモ知ラデ、
夫ノ側ニ逃ゲ來テ、サ、ヤキケルハ、彼處ニ、

髪ウチ亂シテ、此方ニ來ントスル童アリ。速
ニ出デ、逐ヒ給
ヘトイフ。
夫、聽キテ、ソレハ、
大方、盗人ナラン。
ニクキ奴カナ。首
ウチ落シテクレ
ント、太刀拔キモ



チテ出デケルニ、見レバ、童ニハアラデ、太刀ヲ抜キタル男ナレバ、コハカナハジト逃ゲ歸リ、妻ニ向ヒテ、ソナタハ、武士ノ妻ナルニ、サテノ、心弱キ者カナ。臺所ニ居ルハ、童ニハアラデ、髪亂シタル男ノ、太刀抜キ持チテ立テルナリ。サレドモ、此ノ男、臆病者ト見エテ、吾ヲ畏レ、持チタル太刀ヲ落スバカリニワナ、ケリ。吾ハ、今、他へ行クナレバ、疵ヲ被

ルモ、由ナシ。女ヲバ、ヨモ斬ラジ。行キテ逐ヒ出ダスベシトイヒテ、夜具引キカブリテウチ臥シタリ。

妻ハ、アキレテ、サラバ、吾行キテ見ントテ立チ出デケルニ、側ナル紙障子、夫ノ臥シタル上ニ倒レヌ。夫、盗人來タリトテ、聲ヲ揚ゲテワメキケレバ、妻笑ヒテ、障子ヲ起シ、盗人ハハヤ出デ去レリ。コハ、障子ノ倒レタルナリ

トイフ。

其ノ時、夫、夜具ノ間ヨリスカシ見ルニ、夜、既
ニ明ケ、盗人モナケレバ、サテ居直リテ、衣服
ヲ着カヘ、膝ヲ立テ直シ、イキマキテ、彼ノ男
吾ヲ懼レテ、逃グルテダテニ、紙障子ヲ倒シ
カケテ去リケルヨナ。今少時シヤウジアラシニハ、必
搦メ捕ヘンモノヲ、逃ガシ、コソ口惜シケ
レト、聲アラ、カニ罵リキトゾ。(今昔物語ニ據ル)

第九課 加藤清正

加藤清正は、豊臣太閤の家來で、智勇すぐれた名將でございます。

朝鮮征伐の時、清正カンキョウドー咸鏡道アンペンの安邊といふ處で、年を越しましたが、明帝ミンの使者と稱するものが來て、清正を欺いて申すには、「日本勢の總大將小西行長は、我が大軍に破られて討死し、今、朝鮮に残れるものは、たゞ、汝一人

なり。然るに、汝は、慈悲深く、掟正しく、料なき
 者を殺さずといふこと、帝の御耳に入り、御
 感斜ならず。依つて、汝が虜にせる朝鮮王子
 兄弟を、こなたに渡さば、船を與へて、本國に
 歸してえさせん。もし遲滞せば、四十萬騎の
 大兵をさしむけて、一人も残さずうち取る
 べし。此の儀、いかに」と、まことしやかにおど
 しかけました。

清正、使者を、鄭重にもてなし、さて、威儀を正
 して、「朝鮮王子の儀は、太閤のさしづをまた
 では、其の方へ渡すこと相成らず。また、行長
 はいかにもあれ。この清正に於いては、更に、
 恐ろしとも存ぜず。其の方の本國より、四十
 萬騎の大軍攻め來るとも、この大山をば、一
 日に、一萬人のうへは、よも越されじ。毎日、一
 萬人づゝ討ち取つて、四十日にて殺しつく

し、やがて、直に、明に攻め入つて、四百餘州を
きりなびけ、帝をも生捕り奉つて連れ歸ら
ん所存なり」と、臆面もなく言ひ放ちました
ので、使者は、膽をひやし、舌を捲いて立ち去
りました。

清正は、か様に、剛勇であつた上に、思慮も深
くて、萬事に、心をくばりました。朝鮮引揚の
時、十里四方には、一人の敵も居らぬのに、物
具を着けた兵卒に、鐵砲を持たせ、火繩に、火
をつけさせ、之を、真先に立て、非常を戒め
たと云ふことでございます。

第十課 海外の日本町

其後は、打絶之師、無沙汰任候、段師、許し下さ
れ、度候、儲私事、當マニラに着以来、在留の同
志と相ばかり、海南高會、設立に従事、致居り
候間、市安心中、され度候

御案内の如く當地は四季の別なく氣候熱く地味肥え農産豊に候て煙草砂糖藍等の産出夥しく我が新領地臺灣とは一海峡を隔て居り候のみにて交通の便も尠からず候又日本郵船會社にて定期航海を開き候以来我が國民の移住するものも次第に多く相成り申し候

三百年前慶長元和の時代には我が國武勇の人士競ひて南洋に乗出し當地のみにても三千人程住居致居り候て身分ある者は馬に乗り槍を立て、通行し風俗言語等本國の儘に致居り候て中々勢よかり



し由聞及び候今日以後も再交通を盛にし
第一に日本町を設け度希望に候御許にて
も何分の御助勢成下され度懇望仕り候敬具

文法 いぬ、死ぬトイフ動詞ハ、其ノ語尾を、に、ぬ

ぬる、ぬれ、ねト變化シ、四段、上二段、下二段
活用ニ似テ異ナリ。之ヲ、奈行變格トイフ。

第十一課 洋流

洋流には、温度の高きと、低きとあり。我が國
の近海にて、暖なるは、南方より來り、琉球の

東南を經、九州に到りて分れ、本流は、東に進
み、大吠崎の沖より、更に、又、東に流れ、支流は、
九州の西より、日本海に入る。之を、暖流とも、
黒潮ともいふ。

其の冷なるは、北方より來り、北海道、及、本州
の東岸に沿ひて、南に流れ、大吠崎の近傍に
到る。之を、寒流とも、親潮とも稱す。この寒流、
津輕海峽より、分れて、日本海に入るもあり。

洋流には、かく、寒暖の別あるによりて、寒流に近き地方は、したがひて寒く、暖流に近き地方は、自然に暖なり。

この洋流は、獨、氣候の寒暖を和ぐるのみならず、種々の魚類をも伴ふが故に、我が近海には、南北より、種々の魚類集り來りて、その豊富なること、他に、比類なし。

第十二課 水産

我が國ノ海産物ハ、洋流ノ區域ニ從ヒテ、概ニ種ニワカレタリ。暖流ノ過グル處ニ産スルモノハ、玳瑁、蠟龜、鮫、鯨、鮪、鯖、鰯、石花菜、珊瑚ナドノ類ニシテ、寒流ノ通ズル處ヨリハ、臘虎、海豹、膾、臍、鮭、鱒、昆布等ヲ出ダス。又、鯨ノ如ク、到ル處ニ産スルモアリ。

鯨獵ニ有名ナルハ、肥前ノ五嶋ヲ第一トシ、紀州熊野沖之二次グ。

鮭、鮭、鱒等ハ、季節ヲ定メテ、北海道ノ沿岸ニ
集リ、鱒、秋光魚ノ類モ、亦、時ヲ定メテ、大吠崎
附近ニ群集ス。鮭、鱒等ハ、鹽引トシテ、諸方ニ
送り、鮭、鱒ハ、食料トシ、又、肥料トス。

此ノ外、鯛ハ、瀬戸内海ノモノ名高ク、越前ノ
海栗、廣嶋ノ牡蠣、土佐ノ珊瑚、琉球ノ玳瑁、小
笠原嶋ノ鱧、蠟龜等、亦有名ナリ。

臘虎、及、脛肭臍等ノ海獸ハ、多ク、千嶋近海ニ
集ル。臘虎ハ、毛皮、極メテ美シク、一頭ニシテ、
數百金ニ價スルモノアリ。遠洋漁業ノ中、最
收益ノ大ナルモノナリ。

又、我ガ水産物ノ中ニハ、鰯、昆布、寒天、乾鮑、海
參、干蝦等アリテ、共ニ、支那貿易ノ重要品ナ
リ。

第十三課 軍艦

軍艦は、任務によりて、構造異なり、戦艦、巡洋

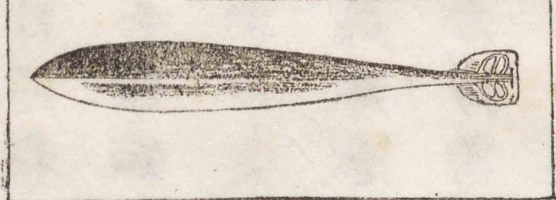
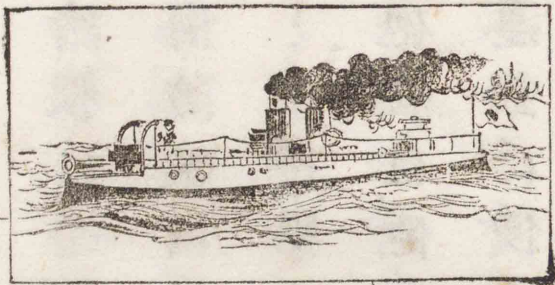
艦、海防艦、砲艦等に區別せらる。戦艦は、敵艦、及、敵の砲臺を破壊するを、任とす。巨大なる大砲を備へ、鋼鐵板をよそほひて、防禦に備ふ。構造、最堅牢にして、艦體壯大なり。我が軍艦富士、八嶋、敷嶋、朝日の如き、是なり。

戦時に、敵の運送船を捕へ、中立國の商船を檢し、或は、他の諸艦と同じく、戦闘に従事し、平時には、海外にある、我が國の臣民、並に、商

船等を保護し、或は、沿海を警備する等、職務

多きを、巡洋艦とす。此の種に屬するものは、攻撃、防禦の二

力よりも、速力を主とす。淺間、常磐、高砂、吉野、浪速、高千穂、嚴嶋、松嶋、橋立等の如きもの、是なり。巡洋艦よりも、更に、速力



を要するは、通報艦なり。敵軍の動靜をうかがひて、之を報知し、艦隊司令長官の命令を、諸艦に通ずること等を掌るが故なり。

海防艦は、海岸を護り、敵を防ぐを以て、任務とす。攻撃力、防禦力、共に、戦艦に亞げり。

砲艦は、他の諸艦よりは、小形にして、大艦の運動に便ならざる處に使用す。又、形體、最小にして、速力のすぐれたるは、水雷艇なり。敵

艦に近づきて、水雷を發射するを、任務とす。此の他、水雷駆逐艦は、敵の水雷艇を破壊し、或は、捕獲するに要するなり。

第十四課 赤間關

山陽道と西海道との間を、赤間關の海峡といふ。この兩岸に、港あり。西海道にあるを、門司といひ、山陽道にあるを、赤間關といふ。兩岸の要所には、堅固なる砲臺ありて、守備

嚴重なり。又、數箇所、の燈明臺あり。

赤間關は、又、馬關とも稱す。港内、帆檣林立して、市街、頗繁華なり。此の地、古來、外國との關係多きを以て、名あり。文久三年、長州藩、攘夷の詔を奉じ、馬關の砲臺を修めて、外國船を砲撃せしかば、英吉利、佛蘭西、亞米利加、和蘭等の軍艦十八艘、聯合して、砲臺を攻撃せり。長藩の士應戦して、敵艦に、多くの損傷を蒙

らしめしかども、勢、敵せずして、終に、和を講じたりき。又、近くは、明治二十七八年の戦役に、我が全權大臣、清使と、此處に會見して、平和條約を締結せり。

第十五課 吉田松陰

吉田松陰ハ、長州ノ人ナリ。和漢ノ學ニ通ジ、兵法ニ精シク、殊ニ、忠孝ノ心深カリキ。

當時、米國ノ使節、始メテ、我が國ニ來リテ、通

商ヲ求メシニ、上下、其ノ處置ニ苦ミキ。松陰、大ニ之ヲ憂ヘ、外國ニ赴キテ、事情ヲ詳ニセントシタリ。

タマノ、露西亞ノ軍艦、長崎ニ來泊シケレバ、之ニ投ジテ渡航セント欲シテ果サズ。後、米國ノ軍艦、下田ニ來リシ時、機失フベカズトテ、漁船ニ乗り、艦ニ就キテ、意ヲ通ゼシカドモ、許サレズシテ、送り還サレタリ。幕府之



ヲ罪シテ、獄ニ下シ、更ニ、本藩ニ送りテ禁錮セリ。

後、幕府、ホシイマ、ニ、外國ト、條約ヲ結ビシカバ、松陰、大ニ憤リ、朝廷ニ上書シテ、幕府ノ專横ヲ痛論セシニ、マタ、獄ニ繋ガレ、遂ニ、斬

二處セラレタリ。時二年三十ナリキ。
 初、松陰、自宅ニ禁錮セラレシ時、藩ノ許ヲ得
 テ、子弟ヲ教導セリ。ソノ塾ヲ、松下村塾トイ
 フ。人ヲ誨フルコト、懇誠忠實ニシテ、師弟ノ
 間、親子、兄弟ニ異ナラズ。艱難、相扶ケ、歡樂、相
 與ニシ、門人ト共ニ、米ヲツキツ、書ヲ講ズ
 ルコトモアリキ。

松陰、自、塾ニ榜シテ、萬卷ノ書ヲ讀ムニアラ
 ズバ、安ンゾ、千秋ノ人ト爲ルヲ得ン。一己ノ
 勞ヲ輕ンズルニアラズバ、安ンゾ、兆民ノ安
 キヲ致スヲ得ントイヘリ。年、僅ニ三十二シ
 テ、命ヲ失ヒシカドモ、門人等、其ノ志ヲ繼ギ
 テ、遂ニ、ヨク、維新ノ大業ヲタスケ奉レリ。

文法 詳にせんノセトイフ動詞ハ、せし、す、する、
 すれ、せよト活キ、其ノ狀、下二段活用ニ似
 テ異ナリ。之ヲ、佐行變格トイフ。

第十六課 合衆國

亞米利加合衆國は、四十餘州より成立し、國土廣くして、人民多く、種々の物産に富めり。殊に、多く、穀物を産出す。歐洲人の食料は、大半、此の國より輸出するなり。又、石油、麥粉等、我が國に輸入するもの多く、器械、鐵材、綿布、毛布等の製造、其の名、世界に著し。

鐵道の布設、全國に遍くして、交通、甚便利なり。且、將來、パナマ、ニカラグワの運河開通せ

んには、東西二洋の航路を連絡するを得て、太平洋岸の貿易、繁盛に赴き、殊に、我が國との通商は、益、頻繁となるに至らん。

嘉永年間、使を、我が國に遣して、貿易を求めしは、即、此の國なり。現今、我が國より、多く、茶、生絲、羽二重、及、雜貨等を輸入す。又、本邦人の居留するものも、益、増加し、西海岸のシヤトルには、日本郵船會社の支店あり、サンフラ

ンシスコ、ニューヨーク等には、正金銀行の支店ありて、交通貿易の便利を圖れり。

第十七課 外交

朝鮮、支那等は、我が國に近ければ、古昔より、互に、交通往來せり。

戰國の末に、葡萄牙人、始めて來航して、貿易を開き、尋いで、和蘭、西班牙等の商船、續々、九州に來りて、通商を營めり。

徳川家光の時、外船の來航を嚴禁し、獨、和蘭と支那とに、長崎にて貿易するを許し、又、朝鮮には、對馬にて通商するを許したり。



其の後、二百餘年間、殆、鎖國のさまなりしに、

四十餘年前、歐米各國と、通商條約を締結してより、外交漸繁くなれり。

條約國の中、朝鮮、支那、暹羅シヤムは、亞細亞にあり。

北米合衆國、墨其西哥ブラジル、巴西ペルー、秘露等は、亞米利

加にあり。英吉利、佛蘭西、獨逸、露西亞、以太利、

奧地利、匈牙利ハンガリー、西班牙、葡萄牙ポルトガル、瑞西スウェーデン、和蘭オランダ、白耳

義デンマーク、丁抹フィンランド、瑞典、那威ノルウェー、土耳其トルキー等は、歐羅巴にあり。

條約國は、互に、其の國民の、往來居留する者

を保護し、其の首府に、公使を駐在せしむ。又、

商業地に、領事を置きて、通商の便を圖れり。

第十八課 明治維新

源頼朝、幕府を、鎌倉に開きしより、武家、久し

く、兵馬の權を執りしに、徳川氏の末に至り

て、歐米諸國、幕府に迫りて、開港を求めしよ

り、議論沸騰して、内外多事なりしかば、將軍

徳川慶喜、終に、軍職を辭するに至れり。

是に於いて、今上天皇陛下、維新の政を布き給ひ、従来の官職を廢して、總裁、議定、參與の三職を置き、天下の大政を任じ給へり。尋いで、年號を改めて、明治とし、皇居を、東京に定め給ひ、更めて、大臣、參議を置き、新に、官省を設けて、大に、皇基を振起し給ひ、明治四年には、諸藩を廢して、郡縣の制を立て、五年、徵兵令を發して、陸海軍を興し、親しく、兵馬

の大權を總べ給へり。尋いで、學制を發布して、大中小の學校を設けしめ給ひしかば、教育盛になりて、文學技藝、日に月に興れり。

又、殖産興業を勧め、鐵道を敷き、郵便、電信等を設けて、交通の便利を圖り、外國貿易を勵して、大に、通商を奨めしめ給へり。

後、地方自治の制を立て、明治二十二年には、畏くも、帝國憲法を發布せさせ給ひて、二十

三年より、帝國議會を開かしめ給へり。又、諸種の法律を發布せしめ給ひしかば、完全の裁判行はれ、警察の制確立して、臣民、皆、生命財産を、益、安全に保つを得るに至れり。近時、又、條約を改正して、外國人の雜居を許し、等しく、皇澤に浴せしめ給へり。

第十九課 租稅

天皇陛下ハ、國家ノ安寧ヲ保チ、臣民ノ福祉

ヲ全ウセシメ給ハンガ爲ニ、租稅ノ法ヲ設ケシメ給ヘリ。

田畑、山林、宅地等ヲ有スル者ハ、毎年、地價ニ應ジタル地租ヲ、政府ニ納ム。又、一年、三百圓以上ノ所得アル者ハ、額ニ應ジテ、所得稅ヲ納メ、商工業ヲ營ム者ハ、營業稅ヲ納メ、酒、醬油ヲ造ル者ハ、酒稅、醬油稅ヲ納メ、輸出入品ヨリハ、關稅ヲ納ム。是等ハ、國家ノ費用ニ充

ツルモノニシテ、之ヲ國稅トイフ。
又、各府縣ノ費用ヲ辨ズルニ、府縣稅トイフ
モノアリ。地方人民ノ地租、戶數等ニ割リ當
テタル地租割、戶數割、及、雜種稅等、是ナリ。
市町村ノ道路ヲ修繕シ、橋梁ヲ架シ、堤防ヲ
築キ、水道ヲ設ケ、下水ヲ浚へ、傳染病ヲ防ギ
火災ヲ救ヒ、子弟ヲ教育スル等ノ費用ニ供
スル爲ニ、其ノ地ニ住スル者ハ、市町村稅ヲ

納ム。尚、之ヲ以テ、市役所、町村役場、市町村會
市町村立學校等ノ費用ヲ辨ズルナリ。
是等ノ諸稅ハ、皆、公共ノ利益ヲ圖リ、國家ノ
繁榮ヲ保ツニ、缺クベカラザル費用ナレバ、
之ヲ納ムルハ、國民タルモノ、本分ナリ。

第二十課 兵制

兵制には、海軍と陸軍との別あり。海軍にて
は、全國を、五海軍區に分つ。陸軍にては、十二

師團を置き、東京、仙臺、名古屋、大阪、廣嶋、熊本、
札幌、弘前、金澤、姫路、丸龜、小倉に、師團司令部
を設け、又、別に、近衛師團を置く。

師團は、歩兵二旅團と、騎兵、砲兵、工兵、及、輜重
兵等にて編制せらる。歩兵一旅團は、二聯隊
にして、一聯隊は、三大隊、一大隊は、四中隊、一
中隊は、三小隊なり。各師團の砲兵は、聯隊編
制にして、騎兵、工兵、輜重兵は、大隊編制なり。

砲兵を分ちて、野戰砲兵、及、要塞砲兵とす。

我が國の男子は、滿十七歳にて、國民兵籍に
入り、滿二十歳にして、身體検査を受け、合格
者は、抽籤法により、當籤者、現役に服し、餘は、
皆、補充役に服す。現役終れば、豫備役に入り、
豫備役終れば、後備役に入り、後備役終れば、
再、國民兵役に復し、滿四十歳にして、全く、兵
役を終ふ。

陸軍の現役は、満三年間、兵營に居らしめ、豫備役は、四年四箇月間にて、毎年、一度、六十日以内、勤務演習として入營せしむ。又、毎年、一度づゝ、簡閲點呼を行ふ。後備役は、五年間にして、豫備役と、略同様の務に服せしむ。海軍の現役は、四年間にして、豫備役は、三年間をり。又、陸軍の第一補充役は、七年四箇月間にて、第二補充役は、一年四箇月間なり。海軍の補充役は、一箇年を以て、限とす。現役兵、もし缺くる時は、補充役の中より採りて、缺を補ふなり。

現役、及、豫備役を、常備兵役といふ。戦時、先、事に當るは、現役兵にして、豫備兵、後備兵と、次第を逐ひて徴集せらる。尚、もし足らざるときは、國民兵も、皆、護國の務に當るなり。

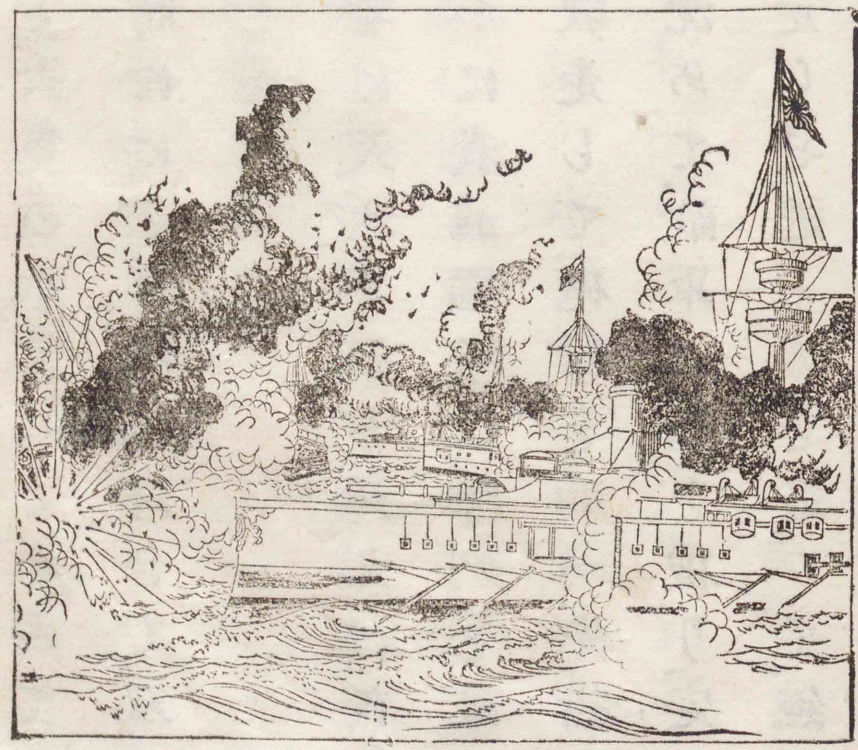
文法 有り、居り、ト、イフ、動詞ハ、語尾、ら、り、る、れ、ト

變化シ、其ノ狀、四段活用ニ似タレド、リニ
テ切ル、ガ異ナリ。之ヲ、良行變格トイフ。

第二十一課 黄海の戦

頃、明治廿七年八月十六日、我が陸軍が、平
壤の敵を撃ち破つた夕暮に、旗艦吉野をさ
きだてた、四隻の遊撃艦隊と、松嶋を、旗艦と
して、赤城、西京丸の二艦を随へた、六隻の本
艦隊とは、敵の所在をさぐらうとして、大同
江を出發し、列を正して、黄海沖に進航した。

さて、翌日になれ
ば、ゆくて遙に、幾
條となく、烟が見
えた。すは、敵艦の
がすなと、速力を
加へて、眞一文字
にはせ寄れば、敵
は、定遠、鎮遠を初



め、十二隻の軍艦と、六隻の水雷艇とを以て、
我を迎へ、午後一時には、海洋嶋の沖合で、双
方、劇しく撃ちだした。

轟き渡る大砲の響は、天地を動し、弾丸は、雨
霰と飛び来るなか、我が艦隊は、隊列を亂
さず、敵の周邊を駛走して、砲撃を加へ、先、揚
威、超勇の二艦を沈めて、敵軍の膽を破り、定
遠を焼き、濟遠を走らせ、逃ぐるを追つて、經

遠を沈め、又、致遠をも沈没せしめた。劇戦、五
時間に亘つて、旗艦松嶋は、大傷を受け、西京
丸は、舵機を損じて、敵の水雷艇に襲はれ、赤
城、比叡の兩艦は、敵に圍まれて危かつたが、
いづれも、能く奮戦し、古今無比のはたらき
をして、終に、全勝の譽を得た。

第二十二課 軍人への勅諭(二)

我國の軍隊は、世々、天皇の統率し給ふ所

にそある。昔、神武天皇、躬つから、大伴、物部の兵ともを率ゐ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより、二千五百有餘年を経ぬ。此間、世の様の移り換るに隨ひて、兵制の沿革も、亦、屢なりき。古は、天皇、躬つから、軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては、皇后、皇太子の代らせ給ふ事もありつれと、

大凡、兵權を、臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて、文武の制度、皆、唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人なと設けられしかは、兵制は整ひたれとも、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も、漸く、文弱に流れければ、兵農、おのつから、二に分れ、古の徵兵は、いつとなく、壯兵の姿に變り、遂に、武士となり、兵馬の權は、一向に、其武

士とも棟梁たるものに歸し、世の亂と共に、政治の大權も亦、其手に落ち、凡、七百年の間、武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて、斯なれるは、人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから、且は、我國體に戻り、且は、我祖宗の御制に背き奉り、淺間敷次第なりき。降りて、弘化、嘉永の頃より、徳川の幕府、其政衰へ、刺、外國の事とも起りて、其侮りを

も受けぬへき勢に迫りければ、朕か皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、いたく宸襟を惱し給ひしこそ、辱くも亦惶けれ。然るに、朕幼くして、天津日嗣を受けし初、征夷大將軍、其政權を返上し、大名、小名、其版籍を奉還し、年を経すして、海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是、文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり。歴世祖宗の專、蒼生を憐み

給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の
 其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れ
 るか故にこそあれ。されは此時に於て兵制
 を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年
 か程に海陸軍の制をは今の様に建定めぬ。
 夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司
 司をこそ臣下には任すなれ。其大綱は朕親
 之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあら

す。子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天
 子は文武の大權を掌握するの義を存して
 再中世以降の如き失體なからんことを望
 むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるを。され
 は朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首
 と仰きてそ其親は特に深かるへき。朕が國
 家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に
 報いまおらする事を得るも得ざるも汝等

軍人か、其職を盡すと、盡さざるとに由るを
かし。我國の稜威振はさることあらは、汝等
能く、朕と、憂を共にせよ。我武維揚りて、其榮
を耀さは、朕、汝等と、其譽を俱にすへし。汝等
皆、其職を守り、朕と、一心になりて、力を、國家
の保護に盡さは、我國の蒼生は、永く、太平の
福を受け、我國の威烈は、大に、世界の光華と
もなりぬへし。朕、斯も、深く、汝等軍人に望む
なれば、猶、訓諭すへき事こそあれ。いてや、之
を左に述へむ。

第二十三課 軍人への勅諭(三)

一、軍人は、忠節を盡すを、本分とすへし。凡、
生を、我國に稟くるもの、誰かは、國に報ゆる
の心なかるへき。況して、軍人たらんものは、
此心の固からては、物の用に立ち得へしと
も思はれず。軍人にして、報國の心堅固なら

さるは、如何程、技藝に熟し、學術に長するも、
猶、偶人にひとしかるべし。其隊伍も整ひ、節
制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に
臨みて、烏合の衆に同しかるべし。國家を保
護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力
の消長は、是、國運の盛衰なることを辨へ、世
論に惑はず、政治に拘らず、只々、一途に、己か
本分の忠節を守り、義は、山嶽よりも重く、死

は、鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。其操を破り、
不覺を取り、汚名を受くるなかれ。

一、軍人は、禮義を正くすべし。凡、軍人には、
上、元帥より、下、一卒に至るまで、其間に、官職
の階級ありて、統屬するのみならず、同列、同
級とても、停年に、新舊あれば、新任のものは、
舊任のものに服従すべきものを。下級のも
のは、上官の命を承ること、實は、眞に、朕か命

を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所に
 あらすとも、上級のものは勿論、停年の、己よ
 り舊きものに對しては、總て、敬禮を盡すべ
 し。又、上級のものは、下級のものに向ひ、聊も、
 輕侮驕傲の振舞あるべからず。公務の爲に、
 威嚴を主とする時は、格別なれとも、其外は、
 務めて、懇に取扱ひ、慈愛を、專一と心掛け、上
 下一致して、王事に勤勞せよ。若、軍人たるも

のにして、禮義を紊り、上を敬はず、下を惠ま
 ずして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に、
 軍隊の蠱毒たるのみかは。國家の爲にも、ゆ
 るし難き罪人なるべし。

一、軍人は、武勇を尚ふべし。夫、武勇は、我國
 にては、古より、いとも貴へる所なれば、我國
 の臣民たらんもの、武勇なくしては、叶ふまし。
 況して、軍人は、戰に臨み、敵に當るの職なれ

は、片時も、武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ、武勇には、大勇あり、小勇ありて、同じからず。血氣にはやり、粗暴の振舞をとせんは、武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは、常に、能く、義理を辨へ、能く、膽力を練り、思慮を殫して、事を謀るべし。小敵たりとも侮らす、大敵たりとも懼れず、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されは、武勇を尚ふもの

は、常々、人に接るには、温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたらは、果は、世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

第二十四課 軍人への勅諭(三)

一、軍人は、信義を重んずべし。凡、信義を守ることに、常の道にはあれと、わきて、軍人は、信

義なくては、一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。信とは、己か言を踐行ひ義とは、己か分を盡すをいふなり。されは、信義を盡さんと思は、始より、其事の成し得べきか、得べからざるかを、審に思考すべし。臆氣なる事を、假初に諾ひて、よしなき關係を結ひ、後に至りて、信義を立てんとすれば、進退谷りて、身の措き所に苦むことあり。悔

ゆとも、其詮なし。始に、能々、事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は、所詮踐むべからすと知り、其義は、とても守るべからすと悟りなは、速に止るこそよけれ。古より、或は、小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は、公道の理非に踏迷ひて、私情の信義を守り、あたらず英雄豪傑ともか、禍に遭ひ、身を滅し、屍の上の汚名を、後世まで遺せること、其例甚

からぬものを。深く警めてやはあるべき。

一、軍人は質素を旨とすべし。凡質素を旨とせされは、文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に、賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、他人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬべし。其身生涯の不幸なりといふも、中々愚なり。此風、一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病

の如く蔓延し、士風も、兵氣も、頓に衰へぬべきこと明なり。朕、深く之を懼れて、曩に、免黜條例を施行し、略、此事を誡め置きつれと、猶も、其惡習の出でんことを憂ひて、心安からねは、故に、又、之を訓ふるをかし。汝等軍人、ゆめ、此訓誡を、等閑に思ひそ。

右の五ヶ條は、軍人たらんもの、暫も、忽にすべからず。さて、之を行はんには、一の誠心こ

を大切なれ。抑、此の五ヶ條は、我軍人の精神にして、一の誠心は、又、五ヶ條の精神なり。心誠ならずれば、如何なる嘉言も、善行も、皆、うはへの裝飾にて、何の用にかは立つべき。心たに誠あれば、何事も成るものをそかし。況してや。此五ヶ條は、天地の公道、人倫の常經なり。行ひ易く、守り易し。汝等軍人、能く、朕が訓に遵ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの務

を盡さは、日本國の蒼生、舉りて、之を悦ひなん。朕一人の懌のみならんや。(明治十五年一月四日勅諭)

文法

守る、交るハ、四段活用、悔ゆ、報ゆハ、上二段、辨へ、考へハ、下二段、見、射ハ、上一段、あれど、あらんノあれ、あらハ、良行變格、すべし、すればノす、すれハ、佐行變格ノ動詞ナリ。

第二十五課 草一もと

草ひともとを
 うゝるにも
 養ひたつる
 そのすべに

高等小學國語讀本

そのもとすゑの あるぞかし

枝葉はすゑぞ ねはもとぞ

先そのもとを かためての

後こそすゑは しげるなれ

根を肥さずば いかでかは

願ふはなみは むすぶべき

(三村安臣)

高等小學國語讀本四巻

(高等小學國語讀本與附)

明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 三三三三三三三三
 十十十十十十十十
 四四四四三三三三
 年年年年年年年年
 九九三三十一十一
 月月月月月月月月
 八五廿二十十四一五
 四十五二
 日日日日日日日日
 修修修修修訂訂發印
 正正正正正正正正
 五五四四三三再再
 版版版版版版版版
 發印發印發印發印
 行刷行刷行刷行刷

定價	
卷ノ一金貳拾錢	卷ノ五金貳拾貳錢
卷ノ二金貳拾錢	卷ノ六金貳拾貳錢
卷ノ三金貳拾壹錢	卷ノ七金貳拾貳錢
卷ノ四金貳拾壹錢	卷ノ八金貳拾貳錢
全八冊	金壹圓七拾錢



編者 發行所
 代表者 印刷者

西 佃 隆 造
 西 澤 之 助
 橋 本 忠 次 郎
 河 本 龜 之 助
 株式會社 國光社
 一 東京市京橋區新地
 二 東京市京橋區一丁目
 一 東京市京橋區新地
 二 東京市京橋區一丁目

細隆造